

せきかわ浄化センターストックマネジメント計画変更業務委託

1 業務委託標準仕様書

〔1〕一般仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、修繕・改築計画を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って関川村の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は RCCM（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は RCCM（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に関川村の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、関川村の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、関川村、受注者の協議によるものとする。

第2章 スtockマネジメント実施方針（終末処理場）

ストックマネジメント実施方針（終末処理場）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

2.1 点検・調査の実施

点検・調査計画に基づき、健全度の設定に必要な調査を実施する。

点検・調査情報を取りまとめ、定期的見直しによる精度向上に活用する。

2.2 修繕・改築計画の策定

基本方針では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

(1)（基本方針）診断・対策の必要性の検討

健全度の評価のため、判断基準を設定し、現在の健全度を評価する。また、診断結果及び点検結果に基づき、対策の必要性を検討する。

(2)（基本方針）優先順位の検討

機能向上に関する事業など関連計画を考慮して、修繕・改築に関する優先順位を検討する。また、処理場設備の優先順位の設定にあたり、設備群としてまとめた修繕・改築を実施した方が効率的な場合には、設備群単位で優先順位を調整する。

(3)（実施計画）対策範囲の検討

基本方針で、対策が必要と位置付けた設備について、修繕か改築かを判定する。なお、修繕か改築かの判定結果に加え、設備の重要度や最適な改築シナリオの事業費等を考慮して、5～7年の対策範囲を設定する。

(4)（実施計画）長寿命化対策検討対象設備の選定

管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を踏まえた、長寿命化対策検討対象設備を選定する。

(5)（実施計画）改築方法の検討

対策が必要とされた長寿命化対策検討対象設備は、必要に応じてライフサイクルコストの比較を行い、更新あるいは長寿命化対策を選定する。また、個々の設備の対策に加え、必要に応じて設備群として（省エネルギー、省資源化、効率化等）総合的な検討を行う。

(6) (実施計画) 実施時期と概算費用の検討

(3) を踏まえた修繕・改築計画を策定する。

(7) (実施計画) 修繕・改築計画の取りまとめ

(1) ～ (6) の検討結果を修繕・改築計画として取りまとめる。

2.3 報告書作成

本業務で、収集した資料、各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。また、ポンプ場・終末処理施設のストックマネジメント実施方針の概要版を作成する。

第3章 照査

3.1 照査の目的

受注者は業務を施工する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

3.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3.3 照査事項

受注者は実施方針策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

(1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査

(2) 検討方法及びその内容に関する照査

(3) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査

(4) 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

第4章 提出図書

4.1 提出図書

(1) 提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。なお製本はすべて白焼きとする。

(イ) 報告書	A 4 判 2 部
(ロ) 改築・修繕計画図	原図一式・白焼き 2 部
(ハ) 打合せ議事録	A 4 判 2 部
(ニ) その他参考資料	原稿一式
(ホ) 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式

(2) 成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ関川村と協議する。

(3) 製本はすべて表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第5章 参考図書

5.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 関川村の下水道標準構造図
2. 関川村の下水道維持管理指針
3. 関川村の下水道改築マニュアル
4. 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
5. 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）

7. 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
8. 合流式下水道改善対策指針と解説（日本下水道協会）
9. 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（日本下水道事業団）

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「関川村ストックマネジメント計画更新業務委託一般仕様書」第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務委託の対象

業務の内容は、下記のとおりとする。

2.1 終末処理場

- | | | |
|-----|--------|----------------------------------|
| （1） | 名称 | せきかわ浄化センター |
| （2） | 下水排除方式 | 分流式 |
| （3） | 処理方式 | オキシデーションディッチ法 |
| （4） | 能力 | 計画一日最大汚水量：1,920m ³ /日 |
| （5） | 供用開始 | 平成13年度4月 |

作業内容

作業項目	作業の有無	摘要
1. 点検・調査の実施	☒ 有 無	
2. 修繕・改築計画の策定		
診断・対策の必要性の検討	☒ 有 無	
優先順位の検討	☒ 有 無	
対策範囲の検討	☒ 有 無	
長寿命化対策検討対象設備の選定	☒ 有 無	
改築方法の検討	☒ 有 無	
実施時期と概算費用の検討	☒ 有 無	
修繕・改築計画のとりまとめ	☒ 有 無	
照査	☒ 有 無	
報告書作成	☒ 有 無	
設計協議	中間2回・4工種	

		対象範囲・内容等
過年度におけるアセットマネジメント、ストックマネジメント、長寿命化業務の発注実績		☐あり ☐なし
台帳情報	あり	電子データ 紙ベース台帳 台帳システム等 エクセル等
	なし	

② 工種及び対策対象施設

施設名	土木	建築	機械	電気	備考
流入きょ	—	—	—	—	
場内ポンプ場	○（防食）	—	○	○	スクリーン、揚砂P、 1.2号主ポンプ
導水渠	—	—	—	—	
分配槽	—	—	—	—	
反応タンク（OD）	—	—	—	—	
最終沈殿池	○	—	○	○	1.2汚泥掻寄機、1.2返 送汚泥ポンプ、1.2余剰 汚泥ポンプ、1.2スカム 移送ポンプ
塩素消毒施設	—	—	○	○	
放流きょ	—	—	—	—	
汚泥濃縮（重力式）	○（防食）	—	○	○	濃縮汚泥掻寄機、1.2濃 縮汚泥引抜ポンプ、濃縮 汚泥貯留槽攪拌機
管理汚泥棟	○（防食）	○ （屋根防水）	○	○	汚泥脱水設備 （薬品溶解槽 他） 中央監視は長寿命化済み
処理水再利用施設	—	—	○	—	給水ユニット